

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都大田区仲池上一丁目19番16号

氏名 三友運輸株式会社
代表取締役 櫻井 和彦廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の4第1項
第14条の5第1項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 令和 元年 10 月 8 日

許可の有効年月日 令和 6 年 10 月 7 日

1 事業の範囲

(1) 業の区分：収集・運搬（積替え保管を含む。）

(2) 特別管理産業廃棄物の種類

- ① 廃酸（pH2.0以下のもの）
② 廃アルカリ（pH12.5以上のもの）
③ 特定有害産業廃棄物
ア. 金属等を含む廃棄物（裏面別表のとおり）

(3) 積替え保管できる特別管理産業廃棄物の種類

- ① 廃酸（pH2.0以下のもの）
② 廃アルカリ（pH12.5以上のもの）
（いずれも廃バッテリーに限る。）

2 積替え保管施設

施設所在地：東京都大田区仲池上一丁目19番16号
保管・積替面積：760.47㎡
最大保管高さ：2.5m

産業廃棄物の種類	保管量
廃酸（pH2.0以下のもの）、廃アルカリ（pH12.5以上のもの）（いずれも廃バッテリーに限る。）	直置き : 33.3㎡
	保管量合計 : 33.3㎡

3 許可の条件

- (1) 積替え保管施設の作業時間は、原則として9時から16時までとすること。
(2) 積替え保管を行う産業廃棄物の搬入及び搬出は全て自ら行うこと。
(3) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。
(4) 積替え保管は本都の承認を得た方法により行うこと。

4 許可の更新・変更の状況

平成 17 年 2 月 7 日 新規許可
令和 元年 10 月 8 日 更新許可 第3回
令和 元年 10 月 8 日 変更許可 業の拡大（積替え保管を含む）

5 積替え許可の有無 無

6 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 無

(裏面あり)

(裏面)

許可番号

第13-60-061755号

別表 産業廃棄物の種類：金属等を含む廃棄物

限定内容	1 アルキル水銀化合物	2 水銀又はその化合物	3 カドミウム又はその化合物	4 鉛又はその化合物	5 有機磷化合物	6 六価クロム化合物	7 砒素又はその化合物	8 シアン化合物	9 PCB	10 トリクロロエチレン	11 テトラクロロエチレン	12 ジクロロメタン	13 四塩化炭素	14 一・二ジクロロエタン	15 一・一ジクロロエチレン	16 シス一・二ジクロロエチレン	17 一・一・一トリクロロエタン	18 一・一・二トリクロロエタン	19 一・三ジクロロプロペン	20 チウラム	21 シマジン	22 チオベンカルブ	23 ベンゼン	24 セレン又はその化合物	25 一・四ジオキサソ	26 ダイオキシソシン類
燃え殻	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
汚泥	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
廃油	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
廃酸	-	-	○	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
廃アルカリ	-	-	○	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
銻さい	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
ばいじん	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
指定下水汚泥	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

【備考】・表中の「○」は取扱うことができるもの、「-」は取扱うことができないものを示す。

(以下余白)